

鳥取藩士山口謙之進の生涯と幕末明治-創立者・岸本辰雄の周辺-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学史資料センター 公開日: 2015-04-10 キーワード: 作成者: 阿部, 裕樹 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17187

鳥取藩士山口謙之進の生涯と幕末明治

——創立者・岸本辰雄の周辺——

阿部 裕 樹

はじめに

(1) 本稿の趣旨

本稿の目的は、いわゆる「因幡二十士」(以下、「二十士」と表記する)のひとり山口謙之進(正次)の生涯について明らかにすることである。

利用する史料は、今回関係者のご好意によって実見する機会を得た「山口謙之進史料」が中心である。同史料は、筆者がこれまで知らなかった謙之進に関する情報を含んでおり、たいへん興味深い内容を有している。同史料のうち、「勤王家 山口正次功績調」、「上申書」、「履歴書」については、長文であるが全文を稿末に掲載した。ただし、同史料で知りえた事実をもとにして、史料の再発掘作業をおこなうとともに、これまで知られていた史料を再点検した。そうすることで複数の史料を根拠とする、より正確な記述をこころがけた。これらの史料は、行論と関係する部分のみ、本文中に挿入した。

また、明治大学史関係資料集としての本誌趣旨から、出来るだけ多くの史料を紹介するとともに、のちに明治大学を創立する岸本辰

三郎(辰雄)との接点にも注目した^②。なお、本文中で利用する人名については、基本的に幕末期の呼称を利用した。例えば山口謙之進の場合、明治以降は正次と称したが、謙之進で統一している。

(2) 先行研究

従来、山口家、あるいは謙之進について知りうる史料や文献には限りがあったように思う。例えば、『明治維新人物辞典』には次のように記されている。

〔史料1〕『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九八一年)

山口守人 やまぐちもりと

天保九年(一八三八)―明治三年(一九〇〇)一〇月

五日〈諱〉正次 〈称〉守人・謙之進 〈雅〉如何庵・

幽香園・一樹 〈生〉因幡国鳥取 〈身〉鳥取藩士 〈系〉

父は山口左治馬(虎夫) 〈参〉「維新前後功労者略伝」、

足立正声「元鳥取藩殉難死節徒履歴」

①父虎夫について砲術を学ぶ。文久三年三月藩命により吉田直人・中井範五郎らと大坂に赴き勝海舟について海防学を学んだ。

まもなく大砲鑄造の藩命をうけて京都に赴く。②文久三年八月十七日河田左久馬らと共に藩内の旧守派の重臣を斬殺。明治元年許されて帰藩し、③新たに兵を郷里に募って小隊を編成し、司令官となつて江戸に赴き皇居を守備した。四年丹波・丹後の農民騒擾鎮圧には小隊を率いて出張し、その後も各地の農民騒擾を鎮圧した。年六三で没。

〔同書〕、一〇三二頁、傍線と数字は筆者、以下同)

記述から、砲術関係の知識、それも勝海舟のもとで西洋流砲術を修めていたこと(①)、本圀寺事件(藩内の守旧派の重臣を斬殺した事件)の関係者であったこと(②)、新国隊(兵を郷里に募って小隊を編成し、司令官)となったこと(③)の関係者であったこと(③)は明らかとなる。しかし、記載内容が明治維新後間もなくまでであり、明治時代をどのように生きたのかについては不明である。また、生年と没年についても誤りである(後述)。そして、何より肝心の人名が山口守人⁴と混同されている。

次に、いわゆる「二十士」顕彰運動の流れに位置づけられる史料について見てみよう。

〔史料2〕青木壽光『因藩二十士伝』(横山書店、一九三〇年)

山口謙之進

姓は山口、通称は謙之進、本姓は源、諱を正次と云ひ、字と名は不詳である。

天保九年の生

父は虎夫その長子に生れたが、此の山口家は代々砲術を以て仕

へたもので、正次も初め父に従つて砲術を修めた。後国防の事は愈々天下の与論となり海防の声は八州に蜂起し、因藩内は殊に上下この論に固り一藩は挙げて海防術の研究の急務を認める様になつた、この時に際し恰も文久三年の春、山口等は藩庁の命によつて大阪表に出張し、海舟の門に入つて海防術の修業を志したものである。因藩が大阪湾の防備を命ぜられ目標山の砲壘から英艦を砲撃した少時の後、六月の頃には山口等はこの砲壘付近の大砲掛として警衛の命を受けてゐた。然るに間もなく天子親征問題によりて京都の政局は非常な暗流に漲り始めた。山口等は是を大阪表に知り、まして因藩の藩論も賛否二分してその岐路にあると聞いては、遂に居たゝまらずして京洛を志し、間もなく八月十七日同志三十二人の連盟に加はつたものである。明治後年は大蔵、内務省の属官を歴任してゐたが、退職後は鳥取市外千代水村に晩年を送つた。

〔同書〕三六八〜三六九頁)

〔史料2〕が〔史料1〕と違ふのは、「明治後年は大蔵、内務省の属官を歴任してゐた」という、明治維新後の略歴がわかる点である。しかし、やはり同じ「二十士」であっても華族にまで昇りつめた河田左久馬(景与)や足立八蔵(正声)の履歴と比べれば、情報量は少ないと言わざるをえない。

1 誕生から慶応年間まで

(1) 鳥取藩幕末砲術史と山口謙之進

山口謙之進は、一八三九(天保一〇)年九月、「高島秋帆によつ

て唱導された洋式兵学⁵」である高島流砲術を修めた浪人、山口虎夫（史料では「登」、安政五年一月に虎夫と改名している）、以下では虎夫と表記する）の長男として生まれた。⁶ まず、「史料3」をもとに、山口虎夫の鳥取藩仕官の経過について見てゆきたい。

〔史料3〕「山口正次家家譜」（以下、「家譜」と略す）

嘉永三戌七月廿九日

一①浪人山口登儀先達而当表江罷越候処託間益蔵由緒有之者二
而同人ヨリ御改申上当冬迄逗留為致置候（後略）

（中略）

嘉永五年五月七日条

一山口登儀左之通被 召出旨被 仰出其段託間益蔵呼出於御櫓
御目付出座二而申渡之

浪人山口登与申者兼而高嶋流砲術厚致鍛練居申②追々門人
も相増し急度御用二相立候者之段相聞候付此度格別二③砲
術業家二被 召出五人夫持被 遣御礼席萩野隼人次二被
仰付候間弥以家業致出精門人取立可申旨被 仰出候

但御用人支配被 仰付候且又④只今迄被遣候銀拾枚者
被 召上候事

（鳥取県立博物館所蔵）

虎夫は、一八五〇（嘉永三）年七月、鳥取藩から銀一〇枚を給せられ鳥取に滞在することとなり①、④、鳥取藩士託間益蔵の世話になった。のちに謙之進は、益蔵の子である半録と行動をとともにするのだが、両家の関係は山口家が鳥取藩に取りたてられるところ

から始まっている。その後、虎夫のもとには門人が集うようになり、藩に有為の人材であると見込まれ②、一八五二（嘉永五）年五月、「砲術業家」として五人扶持の禄をもって召抱えられている③。門人のなかには、一八六三（文久三）年に謙之進とともに勝海舟のもとで海軍術を学び、その後の本圀寺事件、脱藩の同志である中井範五郎も含まれていた⁷。

居所は、一八五八（安政五）年の「鳥取城下全図」⁸に「山口虎夫」の名前で見出せる。袋川沿いで現在の玄好町周辺である。

次に、虎夫の仕官の背景として、日本近海に現れる外国船への対応問題を指摘したい。当時の幕府や諸藩には、外国船を受け入れる、あるいは追い払うにせよ、外国船との戦闘に耐えうる砲術、あるいは海軍術の導入が要請されていた。これは、洋式への軍制改革を伴う事業であった。

そこで鳥取藩における幕末砲術史について、『鳥取藩史』等から概観しておきたい。そもそも鳥取藩においては、江戸時代初期より武宮家が大筒の管理や技術の習得・普及にあたっていた。家名から武宮流と称されていた。

ところが、日本の近海に外国船が現れるようになった寛政年間になって「海防の議興るに及び、大砲に関する注意次第に喚起せられ、天保十三年幕府令を下して、砲術の奨励を達せし以来、藩に於ても砲術家漸く活気を呈し、嘉永の初め新たに萩野流、及西洋流の砲術を取り入れ、安政に至りては水戸神勢館に遊学生を派して、神発流を学はしめられしかは、藩の砲術翕然として盛⁹んになった。虎夫は、まさに「嘉永の初め」に召抱えられた「西洋流」（※高島流は西洋流である）砲術家であった。

その後、諸流派によつて異なっていた砲術の運用方法の統一が進められた。

〔史料4〕『贈従一位池田慶徳公御伝記』

元治元年四月七日条

大砲操練を一手一流とせらる。

大砲操練は以後旗頭始其一手限一流に定め、左の如く、旗頭和田敬之進・乾雅楽之助に達し、一手附属大砲懸末々までに申渡さしめらる。

一、此以後、大砲操練左之通、旗頭始其一手限一流ニ致稽古候様被仰付。依之、左之面々儀、大砲教授左之通被仰付候間、其旨相心得、学校、並御台場稽古日等之儀は、御軍式方頭取承合罷出可申旨被仰出候事。

但シ、大砲は、当時之急務ニ付、差湊イ候節、外稽古欠候トモ、右定日ニハ無懈怠罷出可申。且又、流派片寄り候ては、御人数御操廻シ差支相成候付、両派兼用、兎角臨機并用之心得肝要之事。

一、御旗本 神発流

一、御先手 西洋流

一、荒尾千葉之助一手右同断

神発流大砲教授

西洋流上同

武宮 丹治

山口 虎夫

渡辺 勝蔵

中本軍太夫

安場 只蔵

〔同〕一、六三四頁

〔史料5〕『鳥取藩史』

一八六四年九月一四日控帳

一、①山口虎夫儀、農兵砲術稽古取立役被仰付、在方申談、先海岸一里内の村々致巡行、農事間隙の者共を呼出し、都て在中迷惑致し不申様、可致教習旨被仰付、其段武宮丹治へ申渡之。

此くの如くにして、②海防農兵養成せられたるが、其内、松波徹翁によりて編成せられしものは、松波隊として知られ、長州征伐に従軍し、奥羽戦争に出張し、功績を挙げ。

〔同〕第三卷、二一九頁

〔史料4〕によれば、一八六四年になると神発流と西洋流の二派が採用されていたことがうかがえる。神発流は、藩主池田慶徳の出身藩である水戸藩の流派で、武宮丹治などが水戸に遊学しこれを修め、藩内に持ち込み正規の藩士である「旗本」により担われた。

一方、西洋流も普及したが、担い手は「旗本」ではなく、具体的に〔史料4〕は「御先手」、〔史料5〕は「農兵」②を挙げている。「旗本」と「御先手」・「農兵」で武術流派が異なるのは、旧来（江戸時代）の身分秩序に規定されたためであると思われる。しかし、一八六六年後半に神発流も実用に耐えないことが明らかとなつてい

る。鳥取藩の軍制は、戊辰戦争に際し西洋流（イギリス流）に統一された。これにより、足軽や農兵を中心とする銃隊が主たる戦闘力となつており（史料5）②、足軽や農兵への砲術稽古こそ実戦に結びついた政策であつたのだが、〔史料5〕の傍線部①にあるように、

農兵の養成に関わったのが虎夫であった。その意味では、鳥取藩が戊辰戦争の戦勝側で果たした大きな戦功の背景に、虎夫ら西洋流砲術家による砲術稽古を指摘することができるだろう。

以上から、砲術家を継ぐべき謙之進に求められた技能が、藩とつて有益となりうる砲術知識であったことは想像に難くない。これは、もはや宿命と言うべきであろう。そこで、以下では「家譜」と、「山口謙之進史料」のうち「勤王家 山口正次功績調」（稿末に一括掲載、「史料26」）、「上申書」（同上、「史料27」）における本圀寺事件以前の記載から、謙之進の修業時代について見てみよう。

〔史料6〕「家譜」

同（安政―筆者） 四巳年春倅謙之進儀御雇詰江戸被 仰付罷越詰中西洋流砲術為修業他所入塾之儀奉願候

（鳥取県立博物館所蔵）

〔史料7〕「家譜」

同（安政―筆者） 六末年三月倅謙之進儀江戸表ヨリ罷帰申候

（鳥取県立博物館所蔵）

まず〔史料6〕・〔史料7〕から、謙之進が一八五七（安政四）年春から一八五九（安政六）年三月まで、都合二年近く江戸詰めを命じられ「西洋流砲術」の修業に励んでいることが読み取れる。満一八〇二〇歳（以下、本文中の年齢は満年齢）という多感な時期、謙之進は江戸に遊学していたのである。

次に〔史料26〕、〔史料27〕の傍線部①から、一八六三（文久三）

年三月、当時二四歳の謙之進が、後の本圀寺事件の同志である吉田直人・吉岡正臣・中井範五郎等とともに勝海舟の神戸軍艦操練所で「海防術」あるいは「軍艦運用ノ事」を学んでいることが読み取れる。修学内容は砲術から海軍知識の習得へと進んでおり、海防の質も大きく進展していることがうかがわれる。

また付記すれば、当時の勝海舟のもとには坂本龍馬を代表格として、諸藩、あるいは在野にあって活躍していた人物が多数在籍していた。政治理念や思想など、当時の日本におけるさまざまな価値観が凝縮されていた渦中に、謙之進は身を置いていたと言えるだろう。おそらく、このことは謙之進の人生に大きな影響を与えた。幕臣や他藩士、あるいは浪人と接することで、謙之進が鳥取藩という枠を超えていく下地を作り上げたと考えられるのである。

（2）本圀寺事件への参加と幽閉生活

一八六三年当時、鳥取藩主池田慶徳は、京都を中心に国事周旋活動を進めていた。当時の政治・社会状況は、長州藩を中心とする急進的な尊王攘夷運動が最高潮に達していた時期であり、鳥取藩内にも同運動を進めるグループがあった。

神戸軍艦操練所において修学中であった謙之進は、おそらく人的な繋がりから尊王攘夷運動に関心を持ち、関わっていくこととなった。そのなかで、本圀寺事件が発生する。まず、事件の概要について、〔史料8〕を利用しながら説明したい。

〔史料8〕『贈従一位池田慶徳公御伝記』

文久三年八月一七日条

是夜、伏見御留守居河田左久馬当廿二人、御側御用人助役黒部権之介を襲ひて、これを殺す。御側役加藤十次郎、左久馬等の残書によりて、翌日自殺す。

去月二十一日、御側御用人黒部権之介、学校奉行学正堀庄次郎と時事を論じて合はず。遂に、袖を分ちたるが、爾来、君側の侍臣と家老・周旋方との間は、益乖離せり。前日、公を譏れる張札ありたる事知れ渡るや、一に君側の侍臣、公を壅閉せるより、茲に至れりとし、憤激の声少壯過激有志の間に高じ、七月五日の夜、既に有志の君側掃清の企てありしは、さきにもいへり七則。是に於て、遂に、所謂二十士斬殺の事あり。

(中略)

左久馬も其意趣の堅きを見、はじめて、其の单独決行の志なりしを示し、こゝに、一同生死を誓ふに至りしといふ。是時、次第に來り集まる者、京都詰表御用人加藤金右衛門の支配なる加藤助之進・太田権右衛門・詫間半六兼半・清水乙允・永見和十郎・塩川孝治・渋谷平蔵・同金蔵・山口謙之進・加須屋右馬允・中井範五郎・奥田万次郎・吉岡平之進・周旋方大西清太・佐善修蔵・中野治平・伊吹市太郎・足立八蔵・吉田直人・新庄恒蔵、及左久馬の弟精之丞等廿二人也。

(後略)

〔同〕一、四六三〜四六四頁

事件は、一八六三年八月一七日に起こった。この日は、いわゆる

八・一八クーデターの前日にあたる。謙之進ら二二名の藩士は、政治的意見の異なる藩主側近を、当時の鳥取藩宿舎であった本圀寺において襲撃、殺害している。「史料8」も、藩主側近と周旋方の「乖離」を事件の原因として指摘している。

二人は【第1表】のとおりである。リーダーと目されているのは、伏見留守居の河田左久馬で実弟精之丞とともに参加している。他に、当時の藩外交を担っていた周旋方のなかから伊吹市太郎、大西清太、佐善修蔵、塩川孝次、足立八蔵、中野治平、吉田直人、奥田万次郎、新庄恒蔵、藩主供奉のなかから加藤助之進、渋谷平蔵・金蔵兄弟、清水乙允、永見和十郎、太田謙右衛門、詫間半録、そして海軍修行中であつた山口謙之進、吉岡平之進、加須屋右馬允、中井範五郎であつた(ただし吉田のように海軍修行中に周旋方に任じられるケースもあつた)。

二人は、長州系の尊皇攘夷思想に近い考えを持っていた。彼らが、孝明天皇はもとより藩主池田慶徳の基本的な理念が攘夷であつたにもかかわらず、攘夷を断行しない藩主側近を「名分大義に暗く、輔弼之道を失ひ、邪説を主張し、正義を壅蔽」⁽¹²⁾してたと考えても無理はない。ここに対立の根本があつた。

次に、「史料26」、「史料27」および「史料9」から、事件後の「二十士」の動向について見てゆきたい。

〔史料9〕『贈従一位池田慶徳公御伝記』

文久三年九月一〇日条

(前略)

①黒部一件(本圀寺事件―筆者)の処置に就きては、在京諸

第1表 本圀寺事件参加者

	氏名	石高	グループ	文久3周旋方	長州脱走	新国隊	M1帰国
1	伊吹市太郎	40俵5人扶持	学校関係	○	○	○	○
	★天保7(1836)年生、鳥取県吏、宇部野神社宮司、米子中学校長						
2	大西清太	130石	学校関係	○	○	○	○
	★天保9(1837)年生、文久1年江戸遊学、維新後会見郡長						
3	加藤助之進(加賀兄彦)	700石	藩主供奉		○	○	○
	★天保12(1841)年生、維新後藩吏						
4	佐善修蔵	10人扶持	学校関係	○	○	○	○
	★文政10(1827)年生、維新後鳥取県吏、文部省官僚						
5	塩川孝次	150石	学校関係	○	○	○	○
	★天保4(1833)年生						
6	渋谷金蔵	(8石余)	藩主供奉		○	○	○
	★弘化元(1844)年生、文部省官僚						
7	渋谷平蔵	8石余	藩主供奉		○	○	○
	★文政11(1828)年生						
8	清水乙允	400石	藩主供奉		○	○	○
	★嘉永1(1848)年生						
9	山口謙之進	10俵5人扶持	海軍修行		○	○	○
	天保10(1839)年生、維新後内務・大蔵省官僚						
10	吉岡平之進	30俵4人扶持	海軍修行		○	○	○
	★天保12(1841)年生、文久1年江戸遊学、維新後鳥取藩吏、西南戦争従軍						
11	加須屋右馬允(糟谷武文)	393石	海軍修行		○	○	×
	★文政5(1822)年生、維新後名和神社祠官						
12	永見和十郎	30俵4人扶持	藩主供奉		○	○	○
	★天保1(1830)年生						
13	足立八蔵	21俵4人扶持	学校関係	○	○	○	京都残留
	★天保11(1840)年、明治政府官僚歴任、男爵						
14	河田左久馬	200石	伏見留守居		○	×	新政府軍参加
	★文政11(1828)年生、維新後鳥取権県令、子爵						
15	河田精之丞	(200石)	(佐久馬弟)		(注1)	×	
	★天保5(1834)年生						
16	中井範五郎	40俵4人扶持	海軍修行		○	×	
	★天保10(1839)年生						
17	太田権右衛門	500石	藩主供奉		×	脱走の折、手結ノ浦 (雲州八東郡)にて 惨殺	
	★天保7(1836)年生						
18	詫間半録	150石	藩主供奉		×		
	★天保6(1835)年生						
19	中野治平	60俵5人扶持	学校関係	○	×		
	★天保9(1838)年生						
20	吉田直人	30俵4人扶持	海軍修行	○	×		
	★天保6(1835)年生						
21	奥田万次郎	300石	藩主供奉	○	事件後自害		
	★天保1(1830)年生						
22	新庄恒蔵	4人扶持	学校関係	○	事件後逃亡、旧姓田中		
	★文政11(1828)年生、維新後佐渡県令、国幣中社宇倍野神社宮司						

(出典) 渡辺隆喜「幕末期鳥取藩の政治情勢と尊攘激派一岸本辰雄登場の背景一」。

(注1) 「有栖川宮へ今般脱藩の事情を内々言上の為」京都へ脱走(『鳥取県史』第3巻、665頁)。

(注2) 文久3年時の周旋方は『贈従一位池田慶徳公御伝記』第2巻所収の同年記事から抽出。

(注) ★に関する情報は、山口を除き青木壽光『因藩二十士伝』下(横山書店、1930年)を参照した。

役有志の間に種々の論ありしが、公は河田左久馬等の行動は暴挙なるも、其公を思ふの余に出でしを熟知せられたれば、徒に国法によりて処すべきにあらず、②寧、一時助命し其忠誠の志を移し、他日死所を得せしめんとせらる。是に至るには、③家老荒尾但馬等、かねて長州藩に志を寄する有志の周旋与りて力ありき。領内境村光祐寺の達龍も里見寛一郎、但馬の家宰村河与一右衛門にはかり上京して、有栖川宮、並びに松平備前守に助命を嘆願せりといふ。④公、先づ分知伊勢守より権之助四人の親族を諭して、復讐の挙に出づるなからしめらる。(後略)

〔同〕二、五〇七頁

藩士の殺害は、言うまでもなく重罪である。喧嘩両成敗の原則で言えば、「二十士」も切腹等の死罪が相当であろう。しかし、藩内では「黒部一件(本圀寺事件―筆者)の処置に就きては、在京諸役有志の間に種々の論」(史料9)①があった。藩の筆頭家老である荒尾但馬(米子荒尾)も助命のために運動していた(史料9)③。「二十士」に同情する声は少なくなかったのである。

結果、藩当局は厳罰回避を決定した。つまり、「一時助命し其忠誠の志を移し、他日死所を得せしめん」(史料9)②ことを決定し、支藩主に「被害者―筆者 親族を諭して、復讐の挙に出づる」(史料9)④ことのないように説得させている。厳罰が回避されたばかりか、有栖川宮は「二十士勤王の志厚キヲ御感賞アリ謁見」(史料26)②、「史料27」②も同内容)している。

ただし、当時の政局が影響していた点も無視できない。八・一八クーデターにより一時的に長州系の勢力は京都を追放されたが、将

来的に勢力挽回の可能性も十分に考えられる状況であった。その点長州系の勢力が挽回した際に「二十士」の人脈、外交力が期待できるのも事実であった。事実、翌一八六四年の禁門の変に際し、河田左久馬は桂小五郎と有栖川宮を擁した再挙について密会していたとい¹³⁾う。また、「史料10」には、河田左久馬と松田正人(後の松田道之、維新後、謙之進が政府に出仕した際の上司)が、上京した久坂義助(玄瑞)らと会談したことが記されている。

〔史料10〕『贈従一位池田慶徳公御伝記』

元治元年七月一日条

是月朔日、河田左久馬・松田正人、山崎に赴き、一旦退去の事を諭す。久坂義助・入江九一、書を認め左久馬等に付し、幹旋せんことを求む。(後略)

〔同〕二、七一一頁

しかし、禁門の変は長州藩の敗北であった。京都政局をはじめ、各藩でも長州系の尊王攘夷派が処罰されるような状況に至り、「二十士」には、「長州ノ志士ト関係ストノ嫌疑」(史料26)③にて、「伯耆国黒坂ノ泉龍寺」(同上、「史料27」③)への幽閉処分が命じられた。さらに、「二十士」



写真1 泉龍寺(鳥取県日野郡日野町、2008年撮影)

への仇討ちが許される、あるいは「二十士」に切腹が命じられるなどの噂が聞え始めたようである（「史料27」④）。

「二十士」は、一八六五（慶応元）年五月、「同志一同父兄親族二預」（「史料27」⑤）けられることとなり鳥取に送還された。謙之進は虎夫のもとで幽閉された。そして、九月になると家老荒尾志摩（倉吉荒尾）宅へ幽閉されることとなった。

（3）長州脱走

一八六六（慶応二）年六月、長州征伐（第二次長州征伐）のために、鳥取藩軍も鳥取を出発、山陰道を長州へと向かった。しかし、七月には逆に浜田城落城が伝えられた。この報に接した「二十士」は、長州藩への脱走、つまり脱藩を決意しようである。ここでは、まず「史料26」、「史料27」および「史料11」から、脱藩の経過について見てゆきたい。

脱藩は、同年七月二十六日に決行された。「有栖川宮へ今般脱藩の事情を内々言上の為」に京都に向かった河田精之丞を除く一九名は、伯耆国橋津（「史料26」④、「史料27」⑥）から海路で出雲国手結浦に入った。「史料11」によれば、

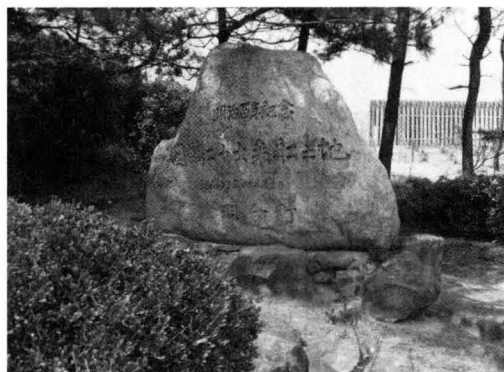


写真2 橋津「因幡二十士乗船之地」碑（鳥取県東伯郡湯梨浜町、2009年撮影）

逃避行にあたつては変名を用いていたようである。ちなみに、謙之進が名乗った「沢」（「史料11」①）という苗字は、山口家の先祖にちなんでいると思われる。

手結浦で足止めされていた一九名のうち、中野治平、詫間半録ら四名を除く一五名は長州に向かった（「史料11」②）。中野らは、「二十士」が脱藩したことを知り、仇討ちを果たすべく行動を起こして

いた本圀寺事件の被害関係者によって、同所にて殺害されている（「史料26」⑤、「史料27」⑦、「史料11」④）。

謙之進等一五名は無事に長州藩にたどり着いた。ここで謙之進は大村益次郎から「西洋兵法」、「洋学」あるいは「文学」を学んだという（「史料26」⑥、「史料27」⑧、「史料11」③）。彼らの脱藩が許されるきっかけは、一八六八年の戊辰戦争である。

〔「史料11」『贈従一位池田慶徳公御伝記』〕

慶応二年八月三日条

黒部勝次郎等、雲州手結浦にて、太田権右衛門等を殺す。河田左久馬其他、石州に入る。

二十九日、橋津より船にて遁れ去りし、河田左久馬等二十士

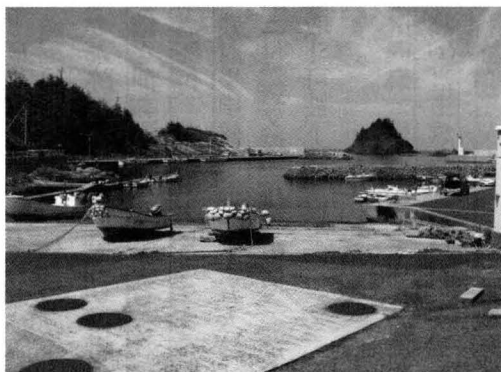


写真3 手結浦（島根県松江市、2009年撮影）

の面々、中原吉兵衛一家は、同日八時半、美保関に着したれば、吉兵衛方に嘗て勤めし小酒屋長兵衛に談じ、其家に宿ること、詫間半六、同地の門弟を訪ひて、食料金子を調べたるに、長兵衛密告し、俄かに宿泊を拒絶したれば、止むなく船中に泊ることとし、番所には左の変名を用ひて、石州路探索に赴くに、先々にては姿をも変ずべき旨を届出でたり。

大口 十蔵 (太田権右衛門) 桃井幸太郎 (詫間半六)

森 水之助 (中野治平) ① 沢 省三 (山口謙之進)

杉山 熊雄 (河田左久馬) 梶原 誠雄 (加須屋右馬允)

高橋 大助 (永見和十郎) 早瀬 重蔵 (吉田直人)

望月正太郎 (伊吹市太郎) 難波 魯輔 (足立八蔵)

外家来十一人

(中略)

翌朔日は朝来雨なりければ、霽るを待ち、午後出船、申刻手結浦に入れるが、此方より届出でて、疑を解くに若かずとし、中野治平、源四郎と共に庄屋に赴き、因州の士分四人、其他二十余人、内命にて石州探索に赴く旨を述べたり。雲州藩の往来方岸十蔵ありて、佐田川番所に報告の要ありとの事に、以前の如く変名を告げたり。夕刻に至り、佐田川より番士渡辺小叟・小出輔之進等来り、治平、及び詫間半六と応接し、美保関加賀浦の送書もなく、因幡の証文もなし、松江の差函なくば、発船は許さずと告げ、治平等、百方出船許可を求めたるを斥けたれば、止むを得ず許可の至るを待てるに、同夜は何の事なく、明け二日の八つ時に至るも差函来らざれば、治平・半六等、督促をかざね、出船の氣勢を示せど、番士ひたすら発船の延引を

求めて止まず。よりにて、②治平・半六のほか、太田権右衛門・吉田直人都合四人留まり、他は出船せしめんことをはかる。番士其情を察し、許可を与へたれば、河田左久馬等は右の四人、及び中原吉兵衛の子忠次郎を残し置きて出船し、逆風を冒して鯉津浦に入れるが、危険なりとの風評もあるより、三日、又難航を続け、七つ時石州鳥井浦に着し、石田屋広太郎方に入る。かくて五日、左久馬、太田に於て、長州南園隊長佐々木男也に会見し、脱走の事情を告げたるに、男也、既に左久馬を知れる事とて、意疎疎通す。これより、一同和木村に駐まり、長州藩の庇護を受く。左久馬は、諸方に来往し、③山口謙之進・吉岡平之進・中井範五郎・足立八蔵・渋谷金蔵は、山口に至りて、文学を修業す。

(中略)

十七日、家老に上達せられし、勝次郎等今市よりの届、次の如し。

私共儀、太田権右衛門始二十人跡を慕ひ、伯州より雲州え越し、探索仕候処、④同州手結之浦二逗留致し居申者有之趣相聞候二付、去ル三日、同所二駆付、左之五人見懸ケ、尋問及ひ候内、切懸り候二付、不残討果申候。余党之十五人は、右三日以前同浦出船致し候由二付、猶又探索仕居申儀二御坐候。此段於御国御達之儀、宜御取斗可被下候。以上。

八月九日

黒部勝次郎
岩越 述人
岩越左次馬

（朱書略）

伊勢守様御家来
白田八百人
同 啓之助

太田権右衛門

詫間 半録

中野 治平

吉田 直人

右之者、手向ニ及候ニ付、討果申候。

不見知者

老人

五人

（後略）

（『同』三、七二一〜七二四頁）

次に、「史料12」から、「二十士」脱藩によって遺族が受けた罰について見てゆきたい。

〔史料12〕『贈従一位池田慶徳公御伝記』

慶応二年一〇月二十八日条

河田左久馬等二十士に、家断絶其他を命ぜらる。

七日、着座荒尾志摩の宅より、長州に脱出せる河田左久馬等

二十士の義に就いては、其俣となり居れるが、是日、右二十士、

野崎 品造
本部勇之助
岩越清之進

並びに家族の処置を定め、月番宅に使又は頭を呼び、御目付出座にて、それぞれ申渡さる。其①当主たるものは、家断絶、家族たるものは親兄弟親類に御預同様、嚴重慎ませ置きなり。
廿士家内え申渡

（後略）

（『同』三、七九三〜七九六頁）

傍線部①によれば、当主には家名断絶、当主以外には家族に謹慎が言い渡されている。当然ではあるが、厳しい罰である。河田家、永見家、詫間家等は家名断絶処分であったが、当時の山口家の家督は虎夫にあつたため（謙之進は「虎夫倅」と表記されている）、山口家に対しては謹慎処分が下された。

2 戊辰戦争から廢藩まで

（1）鳥取藩への帰参

まず、謙之進ら一六名が長州藩にあつた頃の政局について簡単に確認をしておきたい。脱藩のきっかけとなった長州征伐は、一八六六年七月に將軍徳川家茂が亡くなったことや、八月の小倉落城によって休戦する。

一八六七年一〇月、徳川慶喜は朝廷に大政奉還を上表したが、大坂にあつた旧幕府勢力は慶喜への処分強い不満を持ち、翌一八六八年正月に京都方面に進軍し、京都南郊の鳥羽、伏見で新政府軍（長州藩・薩摩藩）と戦闘となった。朝廷や諸藩には、どちらに味方するべきかで葛藤があつたが、いち早く新政府側で参戦したのが鳥取藩であつた。結果は新政府軍の勝利となり、西日本の多く

の諸藩は新政府側に加わった。

戦争の結果により、鳥取藩政の運営に長州藩や薩摩藩に近い立場の人材が要請された。そのような人材のなかには、当然「二十士」が含まれている。まず〔史料26〕、〔史料27〕および〔史料13〕から、彼らの帰参について見てゆきたい。

〔史料13〕『贈従一位池田慶徳公御伝記』

慶応四年一月二十七日条

公、河田左久馬等の徒に帰参を許さる。

公、河田左久馬等につき、上の如く、彦左衛門を備前守に遣はされしなれど、其後二十四日、長州藩士宇多朔太郎・静間彦太郎来りて、形勢切迫至急帰参方を申立てたれば、公、是日京都に左の如く申送らしめらる。

河田左久馬

清水 乙允

永見和十郎

佐膳^(マ) 修蔵

塩川 孝次

吉岡平之進

其方共儀 此度出格之思召を以被免御勘気、帰参被仰付旨、被仰出候。

但し、此節柄二付、暫時京都詰被仰付候事。

金右衛門倅

加藤助之進

助之進伯父

加須屋右馬允

左久馬弟

河田精之丞

清二兄

大西 清太

勘右衛門倅

伊吹市太郎

惣右衛門倅

中井範五郎

梅三郎倅

渋谷 平蔵

同二男

渋谷 金蔵

次郎八二男

足立 八蔵

虎夫倅

山口謙之進

其方共儀、此度出格之思召を以被免御勘気候。尤此節柄之儀二付、御雇暫時京都詰被仰付旨、被仰出候。

是報京都に達す。二月三日、家老荒尾駿河、御留守居を以て河田左久馬に公の命を伝へしめ、ついで六日、中井範五郎に、七日、河田精之丞に同様通達し、十七日、左久馬倅弘吉郎に御勘気御免御雇京都詰周旋方仰付の旨を通達せしむ。二月十一日、左久馬、東山道先鋒御人数参謀、範五郎右附属を命ぜらる。

〔同〕四、三九一〜三九二頁

〔史料13〕にあるように、脱藩の罪が許されるのも当主と当主以外で分けられていたが、いずれにせよ「出格之思召」をもって「二十士」の鳥取藩への帰参が許されている（史料26）⑦、「史料27」⑨。彼らは、順次長州から上京し、しばらく京都やその周辺に留まることとなった。

次に帰参後の「二十士」についてであるが、藩首脳部は一六名に新政府軍への参加を期待していたが、彼らの動向は一樣ではなく四コースに分かれることとなった¹⁶。河田左久馬のように当初から東征軍に参加するコース、当初は後述する新国隊に参加していたものの、鳥取には帰国せずに新政府の官僚に転身するコース、当初は新国隊に参加し一旦鳥取に帰国した後東征軍に参加するコース、そして新国隊の創立から運営に関わり続けるコースである。ただし、筆者はこの四コースをもって「二十士」の「派閥分裂」¹⁷とは考えていない。むしろ、「相識シテ一ハ東征ニ加ハリ一ハ帰国シテ兵隊ヲ組織シ以テ中央ト地方ヲ連絡シ緩急相応スル」（史料26）⑧意図があったものと考えている。

そして謙之進は、伊吹市太郎、大西清太、加藤助之進、佐善修蔵、塩川孝次、渋谷金蔵、渋谷平蔵、清水乙允、吉岡平之進とともに新国隊の創立から運営に関わり続けるコースを進むこととなった。六月になり鳥取に帰国する。

なお、謙之進は鳥取帰国までの間、その能力・経歴から大坂における「御筒類買上」¹⁸（＝銃火器）に従事している。

（2）新国隊幹部として

ここでは、新国隊の創立から解隊までの謙之進の動向について見

てゆきたい。〔史料26〕の傍線部⑨や〔史料27〕傍線部⑩には、新国隊の実績が列挙されている。特に、農兵を募って新国隊を組織し司令官となったこと、東京で皇居警衛にあたったこと、また上京中に天覧の練兵式があつたことに注目したい。

まず、〔史料14〕、〔史料15〕から、新国隊の創立期について見てゆきたい。

〔史料14〕『鳥取藩史』

（一八六八年―筆者）八月廿八日、①新国隊幹部の者、廻村して在中有志の者を募集し入隊せしめ、裨官嚮導以上は役中苗字御免、銃手中等以上入隊中仮名字御免の特典を授けられ、佐善修蔵軍監に推挙せらる。

（中略）

九月三日、②募兵の爲め一部は伯州淀江に赴き、正明寺に宿陣せしが、荒尾近江申立てにより一時米子に転陣せしも、十一月再び淀江江帰陣し、募兵并訓練の事を扱う。③応募入隊する者多く、仮苗字又は苗字付と成りしも少なからず。軍律に触る者重きは死刑に処せしも有り、賞罰共に殆ど隊内にて執行せり。

〔同〕第三卷、二四二頁

〔史料15〕『鳥取藩史』

（一八六九年―筆者）九月五日、隊長加賀冬彦、①浜坂屯所残留の新国隊を引率して米子詰を命ぜられ、是より新国隊の本営米子に移れり。尤も浜坂屯所に、猶砲隊其他三十人残留せる有り。

〔同〕第三卷、二四四頁

すでに述べたように、謙之進ら一〇名は一八六八年六月に鳥取に帰国している。それからおよそ二か月後、「史料14」にあるように、新国隊幹部は農兵募集のため「廻村」していることがわかる(①)。翌月には、その範囲を伯耆国に広げている(②)。入隊する者も多かったようである(③)。

また、「史料15」にあるように、翌一八六九年九月には、新国隊の本営が米子に移されている(①)。すでに、家老荒尾家による自分手政治は廃されており、藩直属の正規軍隊として米子に駐留することとなったのである。

次に、「史料16」から、一八六九年八月の新国隊の上京について見てゆきたい。

〔史料16〕『鳥取藩史』

明治二年八月三日施政局日記

加賀冬彦

①其隊中二小隊東京詰被仰付候事

弁務

一、隊中二小隊東京詰被仰付候に付、明後五日出立為致候旨新

国隊隊長申達す

同月五日

一番小隊

司令官

半隊司令官

官川 範蔵

中村重太郎

分隊司令官

河本武兵衛

嚮導

壹人

裨官

四人

銃手

八十人

鼓笛喇叭手

八人

但し内耆人裨官

二番小隊

司令官

西尾三代之助

分隊司令官

福田 猪太

嚮導

耆人

裨官

四人

銃手

八十人

鼓笛喇叭手

七人

砲手

九人

但し内耆人裨官

輜重方

有沢兵之丞
和田吉次郎

外二裨官同等役付三人

筆生

耆人

軍監附

貳人

波谷 勲

② 塩川孝次

③ 山口謙之進

塚田 剛

④ 岸本辰三郎

小遣 十四人
総人数貳百貳拾六人

以上
〔鳥取藩史〕第三卷、二四四頁

上京したのは新国隊のうち二小隊であった(①)。任務は、皇居や会津藩主松平容保の警衛であった。史料には各小隊長以下、人員数や人名が列記されている。その後半部に「渋谷勘」(渋谷金蔵)、「塩川孝次」(②)、「山口謙之進」(③)、「塚田剛」、「岸本辰三郎」(④)の五名の名前が読み取れる。この五名は、そのうち三名が新国隊創立以来の幹部であることから、おそらく組織・指示命令系統的に二小隊の上位に位置する司令部的な存在であると考えられる。

また、「岸本辰三郎」は、のちに明治大学の前身である明治法律学校を創立する岸本辰雄である。当時は一八歳であったが、二年前には江戸遊学を経験した秀才であり、農兵隊の司令官としての資質を備えていたものと考えられる。

岸本も新国隊のひとりとして任務に従事していた。砲術家である謙之進や、かつて藩校の教師であった塩川は学問にも秀でており、共に生活をしたことで受けた影響もあるだろう。しかし、一方で一八七〇年「政庁日記」によると、實作麟祥のもとで「仏学自分修行」に励んでいたことが読み取れる。しかも、その内容は「格別出精」であり、更なる「修業」を命じられるほどであった。

その後、岸本は一八七一年に鳥取藩の貢進生に選ばれている。その意味で、新国隊のひとりとして上京したことは、岸本の人生にとってターニングポイントであると言えるだろう。

続いて、「史料17」、「史料18」、「史料19」、「史料20」から、天覧の練兵式、直後の謙之進の帰国と、その後について見てゆきたい。

〔史料17〕『贈従一位池田慶徳公御伝記』

明治三年四月一七日条

天皇、諸藩の兵を駒場野に親閲し給ふ。藩兵参列す。

(中略)

同日、小隊司令以上呼出に付き、山口謙蔵・塚田剛・河本武雄・塩川孝次出頭す。天盃御流頂戴仰付けられ、御酒肴を下賜せらる。ついで十九日、兵士一統に御酒七升・するめ・鳥目拾四貫文を下賜せられき(後略)

〔同〕五、四四八〜四五三頁

〔史料18〕「家譜」

同(四―筆者) 月廿八日 東京

一 山口謙蔵儀致帰藩候様被 仰付候事

同(一八七〇―筆者) 年五月廿二日

山口謙蔵

東京詰中心得之儀有之候付隊務被免急度差扣可罷在事

参事

(鳥取県立博物館所蔵)

〔史料19〕「家譜」

同(一八七〇―筆者) 年閏十月廿五日

山口謙蔵

第四大隊中砲隊長被 命候事

庚午閏十月

鳥取藩

(鳥取県立博物館所蔵)

〔史料20〕「家譜」

明治四未八月九日

山口謙蔵

第四大隊中砲隊解隊二付更二吉番砲隊々長申付候事

辛未八月

鳥取県

(鳥取県立博物館所蔵)

謙之進(史料では「謙蔵」。一八六九年九月改名)は、「史料17」によれば、一八七〇年四月一七日に天覧の練兵式に参加し、「天盃御流」と「御酒肴下賜」の栄誉を受けている。ただし、詳細は不明であるが、「史料18」から隊に何かしらの不祥事があり、そのためか四月二八日に帰国を命じられていることが読み取れる。

しかし、閏一〇月以降は、「史料19」、「史料20」から再び砲術家として寓されていたことは明らかである。なお、一八七〇年四月の軍制改革に伴って、新国隊を母体とする部隊は「第四大隊」と名称を代えている。

この間の九月、謙之進は山口家の家督をとった⁽²⁾。このとき、満三十一歳であった。

3 廃藩置県後

(1) 明治政府へ出仕

ところで、謙之進が仕えた鳥取藩は、因幡・伯耆二か国を領有した国持大名で、山陰地方の大藩である。戊辰戦争に際しては、新政府側の有力藩として活動し、顕著な戦功も立てている。しかし、廃藩置県以降の鳥取士族の動向を俯瞰すれば、多数の旧鳥取藩士族は生活の基盤を失い苦労したと言えるだろう⁽²⁾。士族解体過程における、どちらかと言うとネガティブな諸事件・出来事(紀尾井町事件等)に登場することもある。

このことをふまえ、謙之進の廃藩置県後の動向について見てゆきたい。まず、「史料26」の傍線部⑩、「史料27」の傍線部⑪から、廃藩置県により第四大隊は解隊となったこと、しかし、謙之進は「県下常備兵掛」、「准中尉」を命じられたこと、農民の「暴挙」や「変動」を平定する役割を担っていたことがうかがえる。したがって、謙之進は廃藩後もしばらくは軍隊の士官として、隊の訓練や運営にあたりながら、農民騷擾の鎮圧に従事していたと思われる。

次に、「史料26」の傍線部⑪、「史料27」の傍線部⑫、「史料28」に記された中央省庁での履歴について、順次確認をしていきたい。謙之進は、一八七五(明治八)年六月から一八八二年七月まで内務省に、一八八二(明治一五)年七月から一八八六(明治一九)年まで大蔵省に出仕していた。当時の内務省庁舎は、現在の大手町一丁目、大蔵省と並んで建てられていた(もともと内務省は大蔵省から独立したが、分割後も隣り合っていた)。

謙之進は、まず「御雇」として一八七五年六月に内務省に出仕す



写真4 内務省跡（東京都千代田区、2009年撮影）

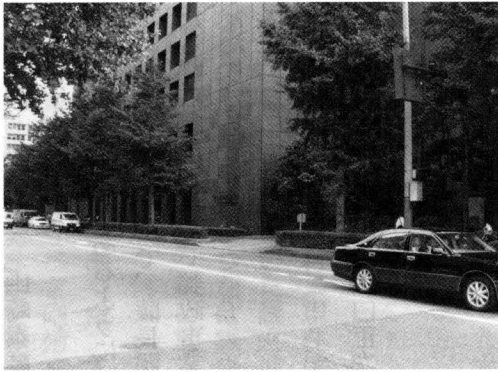


写真5 内務省跡地の現況（2009年撮影）

る。当時の内務卿は大久保利通、大輔に人員は配置されず、少輔を林友幸、大書記官を松田道之と品川弥二郎が務めていた。同年一月には、「史料21」にあるように、一五等出仕の辞令をうけている。

〔史料21〕「上申書（辞令）」

補内務省十五等出仕

内務大丞従五位松田道之奉

明治八年十月卅一日

山口正次

〔山口謙之進史料〕

辞令の任命権者である松田道之は旧鳥取藩士で、思想的にも「二十

士」に近く、本圀寺事件後、あるいは長州脱走の際など「二十士」を支援していた。前掲〔史料10〕でも名前を見出せる。松田自身は、一八六八年から明治政府に仕えていたが、内務省には一八七五年三月から一八七九（明治一二）年一二月まで在職した。ちなみに、内務省を転出したのちは東京府知事を務めており、一八八〇年一二月、岸本辰雄（辰三郎）らが明治法律学校（明治大学の前身）開校を出願した際の知事であった。

謙之進の出仕に際しては、両者の着任時期が近いことからおそくは松田の推薦、関与があったと思われる。〔史料27〕の傍線部⑫、〔史料28〕、〔史料22〕にあるように、謙之進は出仕早々に松田のもとで琉球処分問題を担当していた木梨精一郎に随行して「中国筋出張」に参加している。

〔史料22〕「上申書（辞令）」

木梨七等出仕中国筋出張ニ付随行申付候事

明治八年十月卅一日

内務省

内務省十五等出仕山口正次

〔山口謙之進史料〕

〔史料21〕、〔史料22〕の辞令にあるように、新人の謙之進の身分は判任官である「十五等出仕」であった。板垣哲夫の研究²³によれば、琉球処分問題は省内でも管理部局が管轄しており、松田を除いて琉球処分問題を担当した奏任（四〜七等）以上の官僚は、伊地知貞馨（一八七四年七月から琉球藩取調掛、六等出仕）、木梨精一郎

(一八七四年七月から七等出仕)、小花作助、三浦義純、山崎泰輔の五人であった。

さらに、翌一八七六(明治九)年五月、「史料23」にあるように、謙之進は内務省内で駅通寮所属となる。トップは前島密で、薩長閣ではないが大久保・伊藤の二代にわたる卿に重用された。郵政事業の創設の功労者であることは周知のとおりである。

〔史料23〕「上申書(辞令)」

内務省十五等出仕山口正次

補駅通寮十五等出仕

内務大丞従五位松田道之奉

明治九年五月四日

(山口謙之進史料)

また、「史料27」傍線部①、「史料28」によると、一八七七年に「内務省等外一等出仕」とある。その際の謙之進の実態的な業務内容については、駅通業務から離れたのか、あるいはそうではないのかを含めて、管見の史料からでは明らかにすることはできなかった。行政改革(「御改革」)が実施されたのは事実であるが、もしかしたら、西南戦争の関係、あるいは影響かもしれない。

いずれにせよ、「史料27」傍線部②、「史料28」によると、一八七九(明治一二)年七月には「内務省十等属」に任じられる。「内務」とあるものの駅通局に配属されていたことは、次の「史料24」で確認できる。なお、出身地が「シマネ」とあるのは、当時は現在の鳥取県と島根県域を合わせて島根県とされていたためである。

〔史料24〕官員録(一八七九年)

○内務省 大手町壱丁目

卿 参議兼議定官

○内局

ヤマグチ 正四位 勲一等 伊藤博文

○駅郵局

大書記官 松田道之

局長 少輔兼議官地租改正局三等出仕

正五位 前島密

(中略)

十等属

シマネ 山口正次

(明治大学史資料センター所蔵)

ところで、当時の駅通寮(局)は、殖産興業政策と関連する重要なセクションで、「内外ノ郵便駅路ノ配置水陸ノ運輸及ヒ内国商船ノ事務」を管轄していた。『明治官制辞典』²⁶⁾によれば、「(明治)筆者)八年度一五年度を比較すると、郵便線路総里数は、一万三二六一里から一万六九一八里、郵便総数は、三〇一六万二二六一四通から六八九四万四七八二通と倍以上になっている。予算も省内でも桁はずれの額で、九年度以降一四年度まで一〇〇万ないし一五〇万の線維持し、大体本省および他部局の総計に匹敵していた。一五年度以降は二〇〇万円を越え、半独立の部局として扱われた」という。さらに言えば、一八七七年一月、駅通寮は行政改革で局へと格上げされている。

人事面についても、『第一回内務省年報』(自明治八年七月至明治九年六月)によれば、「前周年二比較スレハ五百四十余名ノ大数ヲ増加セリ是レ郵便或ハ為替ノ各局ヲ新設スル等ニ原由スルモノ」という。ちなみに、謙之進の同年同月(一九七五年一〇月)の「新任」内務省出仕者数は一人である。

また、前掲板垣哲夫の研究²⁸では、奏任官以上を対象とした経歴の分析がおこなわれている。謙之進が判任官であることを承知で、参考までにその特徴のなかで謙之進にあてはまりそうなものを挙げる。と、「幕末期において洋学系の知識・技術を習得している」こと、「洋式軍備を管掌している役職に勤務している」こと、「尊王運動、倒幕運動に加わっている」ことが当てはまる。

以上から、謙之進が出仕していた当時の駅遞寮(局)は、予算・組織としての格・人員から見ても拡大期であったこと、そして、謙之進自身にも官僚として活躍できるだけの洋学知識や経験があったと考えていいだろう。

(2) 郷里・鳥取での余生

官職を辞して帰郷した謙之進は、鳥取市近郊の千代水村(現在は鳥取市に編入)で余生をおくった。すでに妻を亡くしていた謙之進は、一八九二(明治二五)年につなを妻に迎えている。つなは謙之進の最期も看取っており、郷里での生活を支えた家族のひとりであった。

また、父・虎夫が一八九三(明治二六)年まで存命であった。すでに述べてきた幕末期の謙之進の動向は、家業とも言うべき砲術家としての修学はともかく、本圀寺事件、幽閉、脱藩と波乱万丈であっ

た。平穏な日々を送ると言う意味では、決して孝行息子ではなかった。

しかし、この時期の謙之進は近隣の青年に剣術や学問を教えたという²⁹から、おそらくつなや虎夫らと平穏な日々を送っていた。したがって、謙之進の人生では家族と過ごした時代と位置付けていいだろう。謙之進と虎夫の墓所も、旧千代水村に建てられている。

さらに、一八九三(明治二六)年一二月、謙之進に贈位の話が持ち上がったようである。その史料には、本圀寺事件関係者二二名をはじめ、鳥取藩関係者五七名の名前が確認できる。なお、当時の本圀寺事件関係生存者は足立八蔵(従五位、のち男爵)、大西清太、加藤助之進(加賀兄彦)、河田左久馬(景与、従三位、子爵)、河田精之丞(景福、従五位)、塩川孝次(知行)、渋谷武貞(平蔵)、清水乙允(千万人)、新庄恒蔵(正六位、新五郎)、永見和十郎(明久、従七位)、山口謙之進(正次)、吉岡平之進(正臣)の一二名であった。

では、申請書に添付された(史料25)を確認したい。

〔史料〕贈位内申書

鳥取県士族

山口正次

旧称 謙之進

正次ハ因州藩士山口虎夫ノ長子ナリ虎夫砲術ヲ能クシ藩士ノ子弟ヲ教授ス正次モ亦随テ学フ固ヨリ勤王ノ志ヲ懐ク文久三年三月藩命ヲ以テ大阪ニ寓シ全藩士吉田直人吉岡正臣中井範五郎等ト勝麟太郎ニ随ヒ海防ノ術ヲ学フ居ルコト数月ニシテ命セラレ



写真6 「山口謙之進正次の墓所」(鳥取市、2009年撮影)

テ京師ニ入り藩ノ大炮製造ノ事ヲ司ル既ニシテ河田左久馬等清側ノ挙ニ与ミシ爾後其進退ヲ共ニス帰藩ノ後郷里ニ帰り新兵ヲ編製シ小隊司令官ヲ以テ東京ニ至リ 皇城御車寄御門ヲ守衛ス爾来明治五年マテ武職ニ居ル明治四年中丹波丹後地方農民不穏ノ景況アルニ際シ半小隊ヲ率ヒテ出張ヲ命セラレ全五年平定ニ依テ帰国全六年各所農民暴挙ニ際シ鎮撫方頭取ノ命ヲ蒙リ鎮撫ニ尽力ス功ヲ以テ賞金ヲ賜ハル全八年十月ヨリ内務省ニ奉職シ十三年駅通局属ニ転シ十五年更ニ大蔵省ニ転シ十九年改革ニ際シ非職トナル内務奉職以來職務勉勵及勉勵超衆ノ廉ヲ以テ屢々賜金アリ非職満期後郷里ニ帰り今尚ホ民間ニ在リ

(国立六公文書館所蔵「贈位内申書」)

結局、謙之進の贈位は認められなかったが、当時にあつて本圀寺事件関係者は贈位の有力な候補者ではあつたようである。

長命であつた謙之進は、一九二二(大正一一)年、鳥取で亡くなつた。八三歳であつた。

おわりに

はじめに述べたように、

山口謙之進については、本

圀寺事件や新国隊へ参加したという事績については知られていた。これらは、幕末期の鳥取藩政資料などから明らかにされてきたが、「二十士」顕彰運動のなかで、尊王の志士という側面からのみ評価されてきたと言つていい。本圀寺事件参加者ということのみがクローズアップされた結果として、明治維新後の、本稿の区分で言えば廃藩置県以後の彼の動向については顧みられることは少なかった。しかし、本稿で述べてきたとおり、山口謙之進は「二十士」としての評価に止まらない生涯を送つていた。洋式訓練を施された軍隊の司令官、あるいは近代国家成立期の内務省と大蔵省に在職していた事実は、新しい時代に対応した士族の事例として興味深い。

その前提として指摘しなければならぬのが、幕末期において洋学のひとつである砲術に関しての知識・実践能力を修めていた点であらう。

さらに、人的な繋がりにも注目する必要があるだろう。謙之進は浪人の二世であるため、鳥取藩内における代々にわたる親戚関係には乏しかったはずである。しかし逆に考えれば、江戸や京阪神地域での砲術や海軍術の修行を通じて築き上げた人的な繋がりこそ重要な背景となつたことが想像できるだろう。具体的には、「二十士」や松田道之ら藩内において政治的・思想的に近いグループ、あるいは脱藩先である長州藩での人的交流が想定できる。彼らのなかには積極的に倒幕を目指す人物も多く、彼らから受けた影響や人的ネットワークによって、謙之進の思想や行動が新時代に対応しうるものに成長したであろうし、おそらく明治政府官僚への転身にも役立っていると考えられる。

なお、人的な繋がりで言えば、謙之進が一八六九年に上京した際、

これに明治大学創立者・岸本辰三郎が同行していた。岸本は上京中に藩の貢進生に選ばれ、さらにフランス留学を果たしている。その点で上京は岸本の人生のターニングポイントとも言える出来事だが、この時期に藩内において行動をともにしていたのが謙之進らのグループであった。

以上から、近代社会に対応しうる学問を修め、思想を成長させ、かつ有益な人脈を築いていたこと、さらに幕末維新期の人生経験などが総合され、謙之進は明治政府の官僚に転身できたと考えるべきであろう。しかも、数多くの鳥取士族が明治時代への対応に苦労するなかにおいてである。

山口謙之進については、「二十士」のひとりとしてだけでなく、内務省駅通寮（局）や大蔵省という省庁において、近代国家成立期の諸政策に携わっていた人物として再評価すべきである。

（謝辞）本稿執筆にあたっては、「山口謙之進史料」の所蔵者山口信郎氏、および岡仁郎氏に多大なる御指導・御支援をいただいた。ここに、記して御礼申し上げます。

（注）

- （1）鳥取藩という呼称は一八六九年の政体書によって府藩県三治制が表明された以降のもので、それ以前は因州藩と呼ばれていた。しかし本稿では、便宜上、鳥取藩で統一した。
- （2）筆者は、新国隊の動向について『新国隊の動向と岸本辰雄』（『明治大学史資料センターグループ報告』第二九集所収、二〇〇八年）としてまとめている。本稿と関係する部分もあるので、あわせて参照いただきたい。
- （3）「史料1」の〈参〉として挙げられている「維新前後功労者略伝」における山

口謙之進についての記載は下記のとおりである。また、「元鳥取藩殉難死節徒履歴」には、山口謙之進の項は見受けられなかった。

「維新前後功労者略伝」

山口正次

山口正次謙之進と称す父虎夫に従ひて砲術を学ぶ文久三年藩命を以て勝麟太郎に大阪に従ひ海防の学を受く居る幾ならず命せられて京都に上り藩の大砲鑄造の事を司る八月十七日河田景与等の同志と共に藩中佐幕派の鉅魁たる有司三人を本國寺に斬り爾後同志と其進退を一にす明治元年藩籍に復し新兵を郷里に募り小隊司令官となり兵を率ゐて東京に至り皇城を守護す四年丹波丹後の農民不穩の挙動ありし時半小隊を以て該地に出張し五年平定に及んで帰国す六年各所に農民暴挙を企つ正次鎮撫方頭取に任し鎮撫に力を尽す爾後官吏となり終に大蔵省に奉職せしか十九年以来非職となり郷に歸りて閑居す

（鳥取県立博物館所蔵）

- （4）山口守人は、幕末期に活躍した鳥取藩士。父は清弥。家格は馬廻。一八六一（文久元）年一〇月上坂、一八六二年一〇月帰国、一八六三年二月「暫時」京都詣、同年八月「間諜仕役」。一八六四年四月には白井重之進への詰問により差控え、同年七月長州出張に加わるも、九月には「少壯過激の徒」として謹慎している。一八六九年権大主簿、一八七一年権大属（鳥取県立博物館所蔵「山口一樹家家譜」）、「贈従一位池田慶徳公御伝記」二（鳥取県立博物館、一九八八年）および「同」三（鳥取県立博物館、一九八八年）参照。
- （5）『国史大辞典』（吉川弘文館、一九八八年）「高島流」の項。
- （6）生年は、山口謙之進子孫である岡仁郎氏から御教示を得た。「史料2」とは矛盾するが、一八三九（天保一〇）年生まれで間違いない。
- （7）国立公文書館所蔵「贈内申書」の中井の項に、「中井範五郎正勝字八天定初称八源三郎翠軒ト号ス本姓永見氏因州藩士和十郎明久ノ弟ナリ出テ同藩中井總右衛門ノ養子トナル天資類達ニシテ敢為ノ氣アリ少クシテ武芸ニ志シ最モ砲術ヲ喜ヒ山口虎夫ニ師事ス文久三年吉田直人山口謙之進吉岡平之進等ト勝麟太郎

二就子浪華ニ萬シ海防ノ術ヲ講究ス」とある。

- (8) 『鳥取城下全図』(一八五八年)、鳥取県立博物館所蔵。なお、同図は、インターネット上で閲覧できる。アドレスは、http://digital-museum.pref.tokushima.jp/ezu/joukamachi/menu_mado.htmlである。

- (9) 『鳥取藩史』第二巻、二六一頁。

- (10) 『鳥取藩史』第三巻、一四二〜一四三頁。

- (11) 本園寺事件については、『鳥取県史』第三巻等も参照。

- (12) 『二十二人懐中書』。なお、同史料は二人各自が持参したもので、記名のみが異なるものと考えられる。鳥取県立博物館にも収められているが、本項での引用は「山口謙之進史料」のものである。

- (13) 『鳥取県史』第三巻、六四八〜六四九頁。

- (14) 『鳥取県史』第三巻、六六五頁。

- (15) 『家譜』冒頭の由緒の部分に、「阿州所縁之者方ニ罷越沢氏と相改居申候」とある。

- (16) 『二十士』の帰参後の動向については、前掲拙稿参照。

- (17) 『鳥取県史』第三巻、六六六頁。

- (18) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』四、五一頁。

- (19) 鳥取県立博物館所蔵『明治三年 政庁日記 庚午自正月至十二月』(『鳥取藩政資料目録』二六一頁掲載)。なお、当該部分の文面は下記の通りである。
一 塩川孝次儀呼出シ左之趣申渡候事

塩川孝次

岸本辰三郎儀仏学自分修行として眞作貞一郎方へ入塾致シ居り候処、格別出精之趣相聞候ニ付此度更ニ修業被 命候間此旨申渡シ候様

- (20) 一八七〇年五月一七日、当時東京にあった塩川孝次と、京都にあった吉岡が第四大隊の副隊長を命じられている。このことから、東京の二小隊の最高司令官が塩川であったことがうかがえる。(『贈従一位池田慶徳公御伝記』五、四八四頁)。

- (21) 『家譜』一八七〇年九月二八日条。

- (22) 明治初年における旧鳥取藩士族の動向については、鳥取市歴史博物館『鳥取士族の西南戦争―ラスト・サムライの決断―』(二〇〇八年)を参照した。同書

は、旧鳥取藩士族の西南戦争前後における動向や、士族授産政策への対応等についてまとめている。

- (23) 『内務省史』第一巻(大蔵会編、一九七二年)、七二〇頁。

- (24) 木山竹治「松田道之」(鳥取県教育会、一九二五年、なお筆者は『宝玲叢刊第2集 琉球所屬問題關係資料』として、本邦書籍による復刻版、一九八〇年を参照した)によれば、松田道之は一八三九(天保一〇)年生まれ。本園寺事件には参加しなかったが、『二十士』の赦免を主張、また長州脱走を支援した。

- 一八六八(慶応四)年、山陰道鎮撫総督の西園寺公望を応接、同年閏四月に内閣事務局権利事を皮切りに明治政府に仕えた。一八七一(明治四)年一月大津県令、一八八五(明治八)年三月内務大丞、一八八七(明治一〇)年一月の官制改革で内務省大書記官、一八七九(明治一二)年二月東京府知事、一八八二(明治一五)年七月死去。

- (25) 板垣哲夫「大久保内務卿期(明治六年一月〜一年五月)における内務省官僚」(『年報・近代日本研究』三、幕末・維新の日本、山川出版社、一九八一年)。

- (26) 『明治官制辞典』(東京堂出版、一九六九年)、四三頁。

- (27) 大日方純夫、我部政男、勝田政治編『内務省年報・報告書』第一巻(三一書房、一九八二年)、一五頁。

- (28) 板垣哲前掲論文。

- (29) 『千代水村誌』(橋本寿雄著・発行、一九八三年)の三二六〜三三一頁に、千代水村時代の謙之進について記述がある。

史料編 「山口謙之進史料」

〔史料26〕

(表紙) 勤王家 山口正次功績調

山口正次功績調

鳥取県気高郡千代水村大字安長

士族

山口正次

正次通称謙之進ト云ヒ鳥取藩士山口正一通称虎夫ノ長子ナリ虎

夫砲術ヲ能クシ藩ノ子弟ヲ教授ス正次モ亦随テ学ブ夙ニ勤王ノ志ヲ懷ク①文久三年三月藩命ヲ以テ大坂ニ寓ス同藩士吉田直人吉岡正臣中井範五郎等ト勝麟太郎ノ塾ニ入り海防術ヲ学ブ未タ幾ナラズ藩命ヲ受ケテ京ニ入り場ヲ東山ニ設ケ巨砲ヲ鑄造ス此時二方リ海内多事勤王佐幕ノ議論昂沸シ鳥取藩ノ議モ亦紛々定マラズ正次深ク之ヲ慨ス文久三年八月十七日夜河田左久馬等二十一人ト謀リ京都堀川通本圀寺ニ突入シ君側三人ヲ斬リ一人ヲ屠腹セシメ直ニ重臣某ノ旅寓ニ往テ之ヲ訴ヘ又鷹司閔白議奏ニ告ゲ知恩院ノ内良正院ニ投宿シ以テ罪ヲ待チ居ル数日ニシテ寛典ニ処セラレ②有栖川宮殿下二十士勤王の志厚キヲ御感賞アリ謁見ヲ許サレ且ツ酒肴ヲ賜ハル③元治元年七月長州ノ志士ト關係ストノ嫌疑ニテ藩命ニヨリ同土河田等十九人ト共ニ伯耆國黒坂ノ泉龍寺ニ幽セラレ慶応二年更ニ藩老荒尾志摩ノ別邸ニ幽セラル此時二方リ幕府征長ノ師ヲ起シ長藩ノ兵之ヲ拒ギ石見國ヲ陥シ將ニ雲伯ニ進入セントス正次等二十士憂國慷慨ノ情ニ堪ヘズ長州ニ赴キ謀ル所アラントス④同年七月廿六日密カニ志摩邸ヲ脱出シ伯耆ノ橋津ニ着ス同所中原吉兵衛父子直ニ船ヲ藏シ西向ス⑤雲州手結浦ニ到ルヤ曇ニ斬殺セル四家遺族ノ追襲ヲ受ケ同志詫間燮六外三名之二死ス正次等十五名ハ免レテ宇龍ノ港ニ泊シ翌曉出発石津ノ磯ニ着キ豪農石田広太郎ノ家ニ宿ス此時幕府ハ征長ノ師ヲ旋ヘシ局面全ク一変スルニ至レリ是以テ正次等ノ苦衷初メテ酬ユルヲ得タリ⑥爾來中井範五郎足立正声吉岡正臣等ト山口ニ入り大村益次郎ニ西洋兵法ヲ学ビ風雲ヲ待チタリ居ル三年ニシテ⑦明治維新トナリ其ノ元年四月下旬上京ノ命アリ正次等同志ハ長藩士瀧弥太郎付添ヒ京都ニ上ル戊辰ノ役ノ

起ルヤ旧盟二十士ノ残員ハ⑧相議シテ一ハ東征ニ加ハリ一ハ帰國シテ兵隊ヲ組織シ以テ中央ト地方ヲ連絡シ緩急相応スルニ決ス乃チ河田等ハ東征ニ加ハリ⑨正次等ハ帰國シ農兵ヲ募リ新國隊ト称シ小隊司令官ヲ以テ東京ニ至リ皇城御車寄御門ヲ守衛スソレト同時ニ御預保科容保ヲ看守ス外國公使参内ノ節ハ御門外ヲ警衛ス明治三年四月於駒場野ニ諸藩練兵天覽ノ際一中隊引率ス天盃御流シ頂戴難有勅語ヲ蒙ル且御酒肴ヲ賜ル在京中大隊司令官受持同十月砲兵大隊長被命四年八月砲兵ノ訓練ヲ被命⑩全十二月准中尉同月丹波丹後地方農民不穩ノ景況アルニ際シ半隊ヲ率ヒテ出張ヲ命ゼラレ同五年平定ニ依リ帰國同六年各所農民暴挙ニ際シ鎮撫方頭取ノ命ヲ蒙リ鎮撫ニ尽力ス切ヲ以テ賞金ヲ賜ル明治五年迄武職ニ居ル⑪同八年十月ヨリ内務省ニ奉職シ十三年駅通局ニ転シ十五年更ニ大蔵屬ニ転シ十九年改革ニ際シ非職トナル内務奉職以來職務勉勵超衆ノ廉ヲ以テ屢々賜金アリ非職満期後郷里ニ歸リ今尚ホ民間ニ在リ

ス

述懐

春花多易萎 愁絶涙露衣

滿面浮雲莫 無由仰太陽

(後略)

[史料27]

上申書

今般御達ノ趣モ有之候ニ付別紙ノ通り履歴取調候処無相違御座候間此段上申候也

明治廿六年七月一日

鳥取県高草郡千代水村大字安長村四拾壹番地

士族 山口正次

通称謙之進

又 謙蔵

履歴書

①文久三年三月海軍修業被申付全四月大坂ニ至ル旗下勝安房守ニ從テ軍艦運用ノ事ヲ学ブ数月ニシテ藩用ヲ以テ京都ニ至ル命セラレテ大砲製造ノ事ヲ司ル此時ニ當テ幕府失政士ノ勤 王ヲ唱ヘル者競起スル天下囂々人心恟々たり府下頗ル騒然たり是ニ於テ因藩主動 王ノ志卓キニ依リ我々同志ハ勿論衆臣拳テ力ヲ 王事ニ致サントスルノ計画ヲナスト雖モ旧藩主ノ輔佐ノ臣大義名分ヲ誤リ邪説ヲ主張シ正義ヲ壅蔽シ藩主ヲシテ不議ニ至ラシムルノ所以アリ志士傍觀ノ時ニアラス之ヲ除キ藩主ヲシテ勤 王ノ志ヲ全フセント欲シ茲ニ至テ不期シテ会スル者河田佐久馬始メ二十二名輔佐ノ臣四人ヲ斬シ罪ヲ知恩院内良正院ニ待ツ内ニ文久三年八月十七日也其ヨリ数十日ニシテ伏見ノ藩邸ニ幽閉セラルル数月ニシテ京都藩邸ニ移サル②元治元年五月有栖川宮殿下正次等ノ志ヲ好レ召シテ拜謁ヲ賜フ全七月 輩下變動ノ際旧藩御所内ヲ御守衛ス正次等共ニ茲ニ出張ス③全八月伯州日野郡黒坂駅ニ謫セラルル居ルコト八ヶ月此時ニ當テ④正次等ヲ討罰スルノ議アリ或ハ一同割腹ヲ命スル等ノ諸説粉々アリ依テ鳥取市中騒然たり遂ニ⑤慶応元年五月同志一同父兄親族ニ預ラル

正次ハ父ノ家ニ預ケラレ堅ク手当致スヘキ旨申渡アリタリ全年九月国老荒尾志摩ニ更ニ預ケラル茲ニ至テ廿余右相会シ居ルコト数月此時幕府再ヒ長州ヲ征ス長兵浜田城ヲ拔キ石州ヲ平定ス此時ニ於テ藩主ノ為ト勤 王ノ策ヲ擴張ノ為トニヨリ⑥幽閉所ヲ脱シ伯耆国橋津村ニ至リ勤 王ノ義氣アル全所住人中原吉兵衛父子ト讎ヲ謀ル全所有志田中国(邦か)筆者)十郎亦与カレ讎成テ共ニ乗船シ⑦出雲手結ノ浦ニ碇泊シ糧食ヲ求メシ退カント欲雲兵ト応接中曾テ斬殺セシ四家ノ親戚拳テ来リ復讐ス詔問半六始メ四名及ヒ中原忠次郎戦ト死ス正次等退テ石州ニ着長藩迎テ全国和木村ニ置ク客ヲ以テ待甚厚シ長州侯召シテ拜謁ヲ賜フ引続キ⑧明倫館中学位塾ニ於テ洋学ヲ学フ明治元年伏見鳥羽ニ於テ戦争起ル徳川兵東走ス此ニ至テ時ニ當リ⑨勘氣被免帰京被申付長使ト共ニ上京ス藩邸ニ歸テ⑩新軍隊ヲ編制ス小隊司令官ヲ受持チ東京ニ至リ隊中ヲ以テ 皇城御車寄御門御守衛及御預リ松平容保看守申付ラル在京中大隊司令官兼務ス

○明治三年四月駒場野ニ於テ諸藩練兵 天覽ノ節ハ正次一中隊引率シ●出張ス天顔ヲ拝シ難有 勅語ヲ蒙リ 天盃御流レ頂戴被 仰付別隊中へ酒肴ヲ賜ル全五月帰藩新国隊中砲兵大隊長被申付全四年八月従前ノ砲隊解隊ニ付更ニ二番番砲兵大隊長申付ラル全八月砲隊練兵懸申付ラル⑪全十月解隊ニ付職務差免サル全月中尉順官申付ラル全月鳥取県下常備兵掛リ申付ラル(全十二月更ニ准中尉申付ラル)県下常備兵掛リ如故(全十一月久美浜県下農民變動ヲ醸不穩ノ景況相聞候ニ付兵ヲ率テ出張可致旨被申付ラル)全五年帰県被申付廃兵ニ付解隊全六年六月県内各所農民沸騰ニ付鎮撫方頭取申付ラル全七月鎮撫方頭取勤中出

精候ニ付一時手当トシテ金拾貳円下シ賜ル^②全八年六月内務省御雇申付ラレ月給十二円下賜ル全年十月補内務省十五等出仕全日本梨七等出仕中国筋出張ニ付随行申付ラル全九年五月補駒通寮十五等出仕全十年御改革ニ付被廢更ニ内務省等外一等出仕申付ラル全十一年十二月職務勉勵ニ付為賞月給三分一下賜候旨被申付ル全十二年七月任内務省十等属ニ全十三年三月任駒通十等属全十四年職務勉勵ニ超衆ニ付為賞金四円下賜ル全十五年七月任大蔵十等属ニ全十七年二月事務勉勵ニ付為慰勞金四円下賜ル旨申付ラル全年七月任九等属十九年御改革ノ際非職被申付ル全廿二年三月非職後顧十年以上在官ニ付現俸給三ヶ月分下賜フテ帰郷ス

（後略）

〔史料28〕

履歴書

駒込妙義坂下町九番地

山口正次

明治元年六月 新国隊第一小隊司令官被申付候事
全二年十月 全第一中隊司令官被申付候事
全三年一月 第四砲兵大隊長被申付候事
全四年五月 第一砲兵大隊長被申付候事
同年八月 解隊ニ付職務差免候事
同年十月 准大尉申付候事
全五年五月 解兵申付ラル
全八年六月 内務省雇被申付月給拾貳円下賜候事

全年十月

補内務省十五等出仕

全年

中国巡回随行申付候事

全九年五月四日

補駒通十五等出仕

全十年一月十一日

廢療置局^(マ)

全年全月

内務省等外一等出仕申付候事

全十一年十二月

本年中職務勉勵超衆ニ付為其賞月給三分一下賜候事

全十二年七月

任内務省十等属

全十三年三月

任駒通九等属

全十四年十二月

職務勉勵ニ付其賞トシテ月給三分一下賜事

全十五年七月

任大蔵九等属

全十七年

任大蔵八等属

全十九年一月

非職被申付候事

取扱ノ事務

管繕 出納 主計 簿記 駒通